



栗原市中小企業振興資金融資

融資対象

中小企業信用保険法施行令に定める業種の営業を行う中小規模の事業者（宮城県信用保証協会の保証対象業務を営む者に限る）で、次の要件を全て満たす者

- (1) 法人にあっては、市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有し、個人にあっては、市内に1年以上住所を有し、かつ、市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいること。
- (2) 市税を完納し、かつ、債務の全部を弁済できると認められるもの
- (3) 事業内容が堅実で社会的に信用があると認められるもの
- (4) 保証協会で代位弁済を受けていないもの
- (5) 金融機関の取扱停止を受けていないもの

融資限度額

2,000 万円

融資利率

1.70 %

返済期間

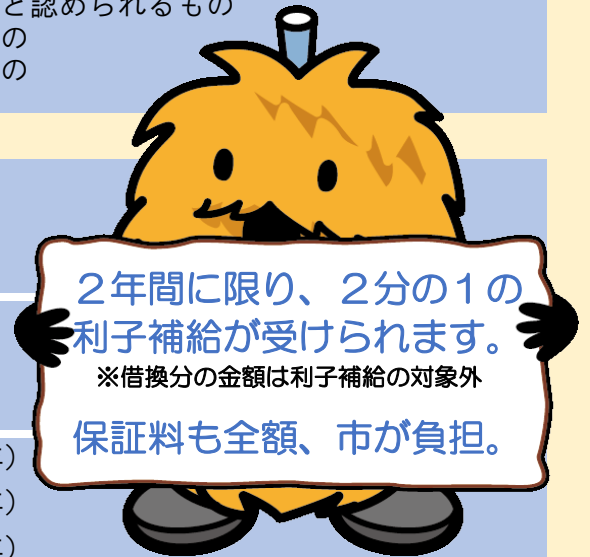
運転資金	7	年以内（据置1年）
設備資金	10	年以内（据置1年）
併用	7	年以内（据置1年）

連帯保証人

法人：原則代表者以外の連帯保証人は不要 ※保証人も市町村税に未納が無いこと
個人：原則不要

保証料

0.45 % ~ 1.59 %



2年間に限り、2分の1の
利子補給が受けられます。
※借換分の金額は利子補給の対象外
保証料も全額、市が負担。

No	申込書類	法人	個人	備考
1	斡旋申込書	○	○	
2	個人情報提供に関する同意書	○	○	
3	信用保証依頼書（写）	○	○	保証協会様式（H0400）
4	信用保証委託申込書（写）	○	○	保証協会様式（H0200）
5	保証人等明細（写）	○		保証協会様式（H0200裏面）
6	申込人（企業）概要（写）	○	○	保証協会様式（H0300）
7	履歴事項全部証明書（写）	○		
8	市税納税証明書（写）	○	○	申請年度及び前年度のもの
9	確定申告書・決算報告書（写）	○	○	直近2年（期）分
10	見積書又は工事請負契約書（写）	○	○	※設備資金を申し込む場合
11	許認可証（写）	○	○	※許認可を必要とする業種の場合
12	工事概況表（写）	○	○	※建設業の方が申し込む場合

※上記は市に提出する書類となります。この他にも申込状況に応じて金融機関・保証協会への追加書類があります。

申込方法及び申込先

取扱金融機関（七十七銀行・仙北信用組合・仙台銀行・一関信用金庫）の
市内店舗へ直接ご相談ください。